



# 島根県報

令和 7 年12月26日（金）

号外 第 118 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

**告 示****島根県告示第669号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年12月26日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の<br>種 類 | 路 線 名  | 供 用 開 始 の 区 間                  | 延 長           | 供用開始<br>年 月 日    | 管轄する地方<br>機 関 の 名 称       | 備 考 |
|------------|--------|--------------------------------|---------------|------------------|---------------------------|-----|
| 県 道        | 須川谷日原線 | 鹿足郡津和野町相撲ヶ原497番1地先から同498番3地先まで | メートル<br>26.44 | 令和 7 年<br>12月26日 | 益田県土整備<br>事務所津和野<br>土木事業所 |     |